

本部事務局からのお知らせ

理事会・評議員会の運営について

29年度から、新しい社会福祉法人制度がスタートし、従来は理事が評議員を兼ねていたのが、理事会と評議員会を合同で開催してきましたが、今後は兼職が禁止されたので、別々の開催日となります。

また、評議員会は、決算の承認や定款変更などの重要事項を議決する役割となり、理事会は主に事業運営に責任を負うこととなります。

理事会からのお知らせ（5月26日開催）

1 平成28年度決算報告

平成28年度決算は、引き続き各施設が利用者増に取り組んだ結果、支援費収入は増加しましたが、京都市補助金が15%削減のため3%増に留まりました。一方、職員配置数も増加したため人件費も増えましたが、費用全体が昨年度と同程度に抑えられたため、経常収支の黒字は、前年度より40百万円増加して1億35百万円となりました。

内部監査では、市村監事から「事業面では、21事業所の平均通所率96.7%を確保し、事業収支で黒字を計上していること、学園・授産所から10名が就職されたことは喜ばしい。一方で授産収入をみると、7施設12事業所のうち8事業所で前年比減少で収入確保に努められたい。」との意見がありました。

西田監事からは、「新会計基準も2年目となり、拠点区分が会計管理単位に変わり分かり易くなりました。会計帳簿は、法令や定款に従い収支及び財産状況を正しく示し、安定した状況であると認めます。しかし、東野センター建設で初めて借入金が発生し、また積立金残額が少なくなっていますので、より一層収支状況に注意するように。」との意見がありました。

なお、28年度決算は、6月15日の第1回定時評議員会で承認されて正式決算となります。

（平成28年度決算：資金収支計算書による経常収支）

（単位 千円）

区 分		28年度決算	27年度決算	差引(増△減)
社会福祉事業会計 (福祉事業+就労事業)	経常収入	1,461,757	1,422,017	39,740
	経常費用	1,332,748	1,328,974	3,774
	収支差額	129,009	93,043	35,966
公益事業会計 (伏見センター管理、 山科センター管理等)	経常収入	40,741	38,762	1,979
	経常費用	34,141	37,103	△2,962
	収支差額	6,600	1,659	4,941
合 計	経常収入	1,502,498	1,460,779	41,719
	経常費用	1,366,889	1,366,077	812
	収支差額	135,609	94,702	40,907

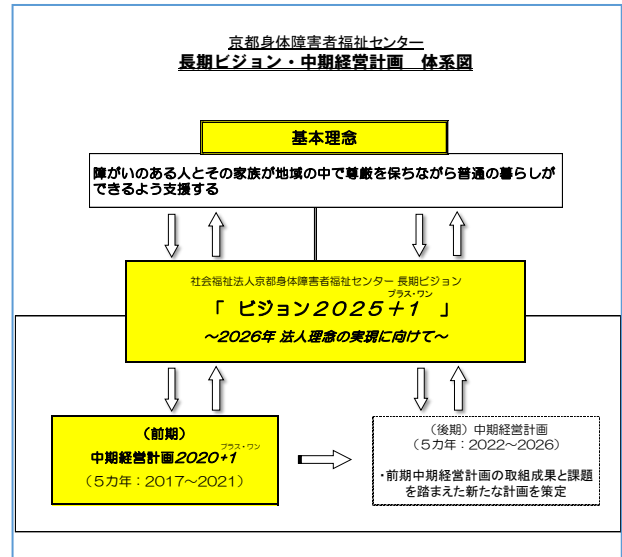
2 法人長期ビジョン及び第2期中期経営計画が策定されました。

安心安全の充実した利用者支援と健全な法人経営を目指して平成24年度から取り組んでいた中長期経営計画が28年度で終了し、29年度からの第2期中期経営計画が、この度理事会で承認されました。今後の5年間、毎年各事業所で全員参加で論議して必要とされる取組項目を決めて、法人理念の実現に向けて取り組んでいただきます。

<法人長期ビジョン及び中期経営計画>

- 1) 法人の基本理念の実現に向けて10年後の法人の将来像とも言うべき長期ビジョン「ビジョン2025+1^{プラスワン} ~2026年法人理念の実現に向けて~」を策定しました。
- 2) 第2期中期経営計画(基本方針・2020+1)を長期ビジョンを実現するための道筋として位置付けました。

詳しくは、各事業所を通して配布している資料をご覧ください。



3 だいで学園分園新築工事の進捗について

平成28年8月に東側隣接地の南側半分を購入してから時間を要しましたが、6月13日によろやく残る北側の購入が完了します。6月中には敷地全体を更地にして地質調査に着手し、いよいよ分園建設に向けて動き出します。

現在、建物はだいで学園と(株)コストレードで設計作業を進めていますが、6月からは、新たにJ's アトリエの小出純子氏に加わっていただき、喫茶店・店舗のデザイン等のアドバイスを得て、落ち着いた雰囲気を持ちながらも存在感があり、地域の皆さんにも親しまれるような分園建設を目指します。

4 山科センターのエアコン改修工事を、本夏に間に合うよう実施します。

建築後25年経過し、老朽化が著しく早急に改修する必要がある伏見センターと山科センターのエアコン改修工事について、京都市やリース業者、設備業者等と協議や準備作業を進めてきましたが、国の省エネ補助金が活用できなくなったため、金融機関からで資金融資を得て実施します。

当面、山科センターは、既に故障が発生しており緊急性が高いことから、本夏に間に合わせるよう施工する予定です。

なお、伏見センターは、工事内容や業者選定等に今しばらく時間を要します。

5 法人本部に本部長職を新設しました。

従来から法人では、常務理事が事務局長を兼職していましたが、法人規模の拡大に伴い、平成28年度からは兼職を解除して個別に職員を配置してそれぞれの業務を行っています。

このたび、組織ガバナンスの強化を図るため、法人本部に常務理事が兼職する本部長職を新設し、常務理事が職員として行う業務内容を明確にしました。

権限の範囲や内容は、以前の常務理事と同じですが、今後は本部長として業務を執行することになります。

洛南エリアTOPICS 【洛南授産所】

行け！洛南卓球バレーチーム

5月14日、京都市障害者教養文化・体育会館にて行われた「第11回 京都障害者施設卓球バレー大会」に出場してまいりました。洛南授産所では、毎週月曜日の昼食後に卓球バレーの練習を行っているのですが、大会が近づくにつれて練習にも熱が入り、威勢のいい掛け声と共にボールがテーブルの右へ左へ、外へと飛び交っていました。

予選リーグでの最初の対戦相手は、今回初参戦となる「鳥取チーム」from 鳥取。実力は全くの未知数でしたが、遠くからはるばるやって来られただけあり、物凄い気合と集中力です。試合はポイントを取ったり取られたり、こちらがリードする場面もありましたが、接戦の末惜しくも敗戦。試合後、キャプテンは「あれは勝てた。」と勝負を振り返ります。次戦は強豪「西陣工房B」チーム。こちらも競り合った好勝負でしたが一歩及ばず。悔しさの残る午前の部となりました。



vs「鳥取チーム」
黄色いユニフォームから放たれる打球は見えにくそうです。

お昼の休憩を挟み、午後からはCブロックでのトーナメント戦が行われました。午前の惜敗とは違って変わり、「あけぼのレンジャーズ」、「京都太陽の家」、「プリティーこひつじ」を相手に、全試合1セットも落とさずに快勝。日頃の練習の成果が少しでも出せたのか、見事ブロック優勝を果たしました。

その後の練習では今回の反省点を重点的に取り組んでおり、次回参加する6月の「全京都卓球バレー大会」では更なる活躍が期待できると思います！



ブロック優勝の盾と賞状を持って
最後は笑顔で締めくくりました。マル！

(京都市洛南障害者授産所：石井 光晃)

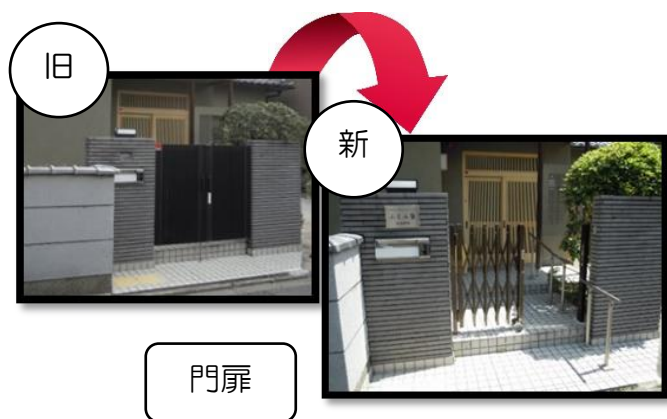
伏見エリアTOPICS【ふしみ寮】

グループホームふしみ寮（鍛冶屋町）が 開所から 1 年経ちました

グループホーム「ふしみ寮」(鍛冶屋町)が平成 28 年 6 月に開所してから約 1 年、定員 4 名のうち、身体に障がいのある利用者の方 2 名が 1 階で生活されています。

そのため、使い勝手の不便なところがないか、利用者の方にとって危険となる箇所はないかなど、職員や世話人からの報告、利用者の方の意見などを取り入れることで暮らしやすく安全な寮づくりに努めています。

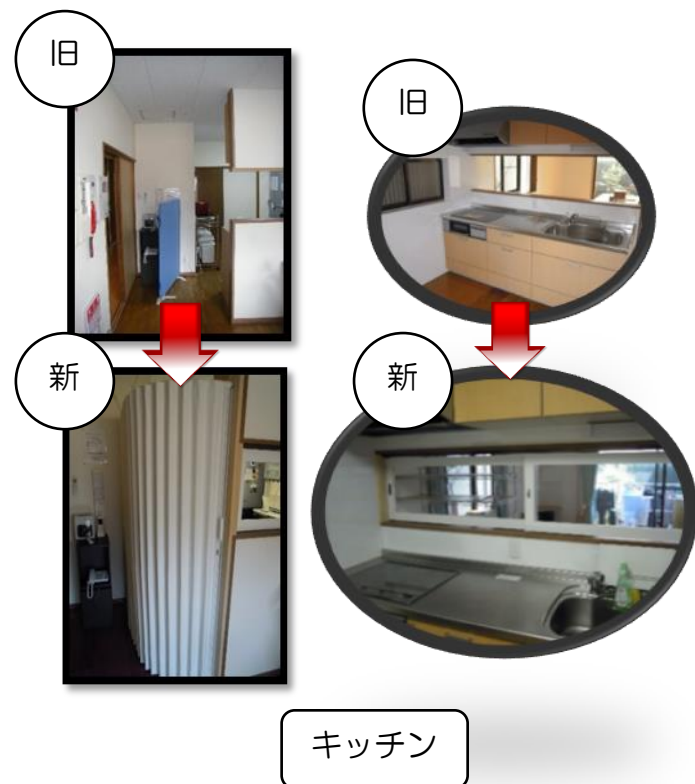
昨年は寮玄関から前道まで手すりの設置や門扉の変更を行い、今年に入りキッチンにも安全対策を施しました。



開所当時は門扉が観音開きで手摺りが途切れていたため、寮への出入りが一人では難しい方もおられました。そこで門扉をアコーディオン式に変更し、手摺りを前道まで切れ目なく増設しました。

これで寮への出入りがしやすくなり、利用者の方から出入りが大変便利になったと言われ喜ばれています。

キッチンについては、調理中に利用者の方が熱いものに触れないよう、キッチン出入口に扉と対面窓枠にアクリル窓を取り付けるなど工夫を凝らし、安心して調理ができるよう安全対策を行いました。



初めの頃は不安を口にされていた利用者の方も、今では安心して生活されています。

これからも環境整備に努め、利用者の方が住みやすく安心できる環境を提供していきたいと思えます。

(グループホーム「ふしみ寮」：大久保 直樹)

『ほっと』・あんどの新しい環境や近況です

京都東野障害者福祉センターが稼動して、はや2ヶ月が経とうとしています。生活サポートセンター『ほっと』も4月に事業所を同センターへ移転し、装いも新たにサービスの提供を行っています。

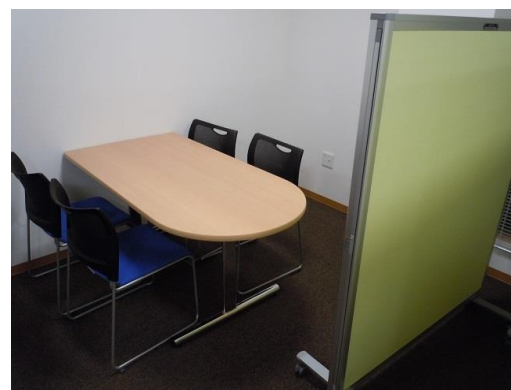
利用者の方たちは、移動支援など、ヘルパーが来るのを楽しみにして待ってられます。今までと変わらない、「いつも通り」の支援の中でも、ちょっとしたことで「いつもと違った」顔を見せてもらえます。

例えばさわやかな風が吹いたとき、あるいは春の心地よい陽気、そんな些細な違いが、利用者の方の様々な表情を引き出してくれます。そういった違いを感じとりつつ支援を行い、終了時の「良かった」「楽しかった」といった言葉や、ちょっとした笑顔を見ることができると、「ああ、ヘルパーをやっている良かったな」「より頑張ってもっといい支援を提供できるといいな」と思うことが多々あります。

共同ホームあんども、予定通り5月6日（土）より女性入居者4名、同月8日（月）より男性入居者4名が利用を開始されています。新たな場所での生活となり、今までご自宅で生活されていた男性の方たちは、始めは少々戸惑っておられる様子でしたが、だんだんと新しい環境に慣れてこられて、少しずつですが、世話人やヘルパーに対してこうしたい・ああしたい、といった要求を表現されることが増えてきているようです。

これからも利用者の方や、ご家族、世話人、ヘルパーが充実した時間を共に過ごせるよう、より一層努力していこう、と思う次第です。

（生活サポートセンター『ほっと』：加藤 武生）



障害者差別解消法施行から 1 年

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、障害者権利条約批准に向けた法整備の最終段階として、障がいのある方の権利を守るため、より踏み込んだ内容になりました。法の施行に合わせて、京都市でも対応要領や事例集をまとめたリーフレットが作成されましたが、義務規定はあるものの罰則規定がなかったり、合理的配慮の概念が分かりにくいなどの課題もあり、なかなか取り組みが進んでいませんでした。そこでこの度、内閣府から障害者差別解消法における合理的配慮等のリーフレット・事例集等が公表されました。これは障害者差別解消法の概要をまとめた新しいリーフレットで、法律制定の趣旨や差別的取扱いの具体例がイラスト入りで分かり易く紹介されています。

『不当な差別的取扱いの具体例と対応策』

- ★行動障がいのある人はうちでは診察できません。
→支援者同伴で診察を受け入れる。受け入れ可能な医療機関を紹介する。
- ★触法の方は他の利用者への影響を考慮して通所してもらえません。
→担当者会議等に参加し受け入れに向けた対応策を関係者と協議する。
- ★過去にトラブルがあったので障がいのある方へ物件紹介できません。
→具体的な禁止事項等を定めて個別に対応する。
- ★保護者か介助者の方が一緒にないと入店できません。
→介助者等いなくても利用できる方であれば受け入れる。

『合理的配慮不提供の具体例と対応策』

- ★医療的ケアが必要になったので通所してもらえなくなりました。
→研修を受講し手技のできる支援体制を整える。
- ★うちは知的障がいのある方専門の施設なのでお受けできません。
→障がい種別に関係なく受け入れられるよう人員体制を整えたり場所の構造化等を行う。
- ★忙しくて対応できないので車いすの方は入場できません。
→どれくらい待てば対応できるか伝え判断を仰ぐ。

ここで挙げたのはほんの一例ですが、こうした事例への対応を行うには、自分たちだけではなく、周りの人や関係者の協力が必要不可欠ですので、日ごろからの連携が大切になります。こうした一つひとつの事例を積み重ねることで、社会全体への意識の高まりが広まっていくのだと思います。まずは障がいのある方への支援を行っている我々から積極的に取り組んでいく必要があると思います。

【差別解消法の新リーフレット】

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html

【合理的配慮の提供等事例集】

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

【障害を理由とする差別の解消に向けて（リーフレット）】※京都市

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000192/192671/keihaturifu.pdf>

